

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A株式会社に勤務していた申立期間において、賞与を支給されており、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、オンライン記録には標準賞与の記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した銀行預金取引明細表から、申立人は、申立期間について、賞与が支給されていたことが確認できる。

また、B市C区役所から提出された申立人の平成18年所得分に係る「個人市・府民税照会回答書」から、申立人は、当該年において、オンライン記録における年間の厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を行っていたことを認めている上、申立人と同様に標準賞与額の記録が無い同僚が所持する当該期間に係る賞与支給明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の「個人市・府民税照会回答書」に記載されている社会保険料控除額及び銀行預金取引明細表から確認できる賞与振込額から、22万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立人を含むA株式会社の被保険者全員について、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない上、元同僚が所持する当該期間に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）がこれら複数の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①及び②における標準賞与額に係る記録をそれぞれ45万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月12日
② 平成19年12月12日

A株式会社に勤務していた申立期間①及び②において、賞与から厚生年金保険料が控除されているが標準賞与額に反映されていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書から、申立人は申立期間①及び②にA株式会社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書で確認できる保険料控除額から、それぞれ45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「納付したかは不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和51年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を49年11月から50年4月までは10万4,000円、同年5月から同年7月までは16万円、同年8月から51年3月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月27日から51年4月7日まで
私は、申立期間において継続して株式会社AのB店に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録によると、申立期間は未加入期間となっているので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が保管している株式会社Aが発行した在職証明書及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Aは、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと回答している。

さらに、株式会社A本店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪年月日欄を見ると、申立人は、同店が新規適用事業所となった昭和49年4月17日に被保険者資格を取得し、同年11月27日に同資格を喪失したと記されているが、上記の被保険者名

簿の申立人に係る標準報酬月額欄を見ると、申立人の標準報酬月額が50年5月及び同年8月に変更されている記録が確認できる上、同名簿の備考欄を見ると、51年3月に健康保険証を返したことを意味する「証返」の記録が確認できる。

加えて、上記在職証明書によると、昭和49年12月23日に「本部付副長のままB店勤務」とされており、株式会社Aは、「B店の開店は半年以上遅れた。」と供述しているところ、オンライン記録では、同社のB店が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、51年4月7日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人については、株式会社AのB店が厚生年金保険の新規適用事業所となるまでの申立期間は、同社本店において被保険者資格が継続されるべきものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和49年11月から50年4月までは10万4,000円、同年5月から同年7月までは16万円、同年8月から51年3月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり事業主が誤って資格の喪失を遡及して社会保険事務所(当時)に届け出たと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月までの期間、同年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月から 61 年 3 月までの期間、平成 3 年 1 月から 9 年 12 月までの期間、11 年 4 月から同年 10 月までの期間及び同年 12 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 4 月まで
② 昭和 58 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月まで
④ 平成 3 年 1 月から 9 年 12 月まで
⑤ 平成 11 年 4 月から同年 10 月まで
⑥ 平成 11 年 12 月から 13 年 3 月まで

時期は不明であるが、A 町（現在は、B 市）役場から連絡があり、自身で国民年金の加入手続を行った。現在、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間について、申請免除期間とされているが、私は、病気のため、60 年 9 月から入院し、61 年に障害者手帳をもらったので、免除の手続をしたのは、その後のはずである。以後、入退院を繰り返し、一時、国民年金保険料を納付できない期間は有ったが、申立期間については、いずれも夫婦一緒に保険料を納付していたと思う。平成 3 年 1 月からは、C（株）に勤務したが、厚生年金保険には加入せずに、国民年金保険料を納付していた。申立期間が免除又は未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち、申請免除とされている昭和 57 年 10 月か

ら 58 年 3 月までの期間、未納とされている同年 4 月、申立期間②、③、④、⑤及び⑥の国民年金保険料については、夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、A 町が国民年金保険料の納付状況等を記録している申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間①のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間は、申請免除期間であることを示す「申免」の押印が有り、同年 4 月、申立期間②及び③については、未納とされていることが確認でき、これは、申立人に係る特殊台帳の記録及びオンライン記録とも一致している。

また、申立期間④、⑤及び⑥について、当該期間の納付書は、いずれも月ごとにコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、納付記録が全て漏れるとは考え難い。

さらに、申立ては、6 つの期間にわたり、延べ 14 年度、合計 147 か月に及び、これほど長期間、行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間は申立人と同様、申請免除及び未納の記録である。

加えて、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和54年頃、妻が国民年金の加入手続を行い、加入手続後、妻の保険料と一緒に遡って納付した。申立期間の保険料は還付したとされているが、還付された記憶はなく、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が昭和54年頃国民年金の加入手続を行い、加入手続後、遡って納付しており、還付された記憶はないと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、申立期間を含む52年4月から54年3月までの保険料を55年1月10日に納付していることが、申立人が所持する納付書・領収証書により確認できるが、この納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、この納付に係る領収済通知書には、「55.1.10 時効のため 還付52.4~52.9まで13,200円」と記載されている。

また、社会保険事務所（当時）が国民年金保険料を還付した場合に記録することとされている国民年金保険料還付整理簿において、還付事由「納付期限経過のため」、決定日「55.2.29」、支払日「55.6.6」、金額「13,200」、

区分「55.1.10」と記載されており、申立人に係る特殊台帳の昭和52年度の納付記録欄には、「52.4～54.3まで59,160円（55.1.10）52.4～52.9まで13,200円」と記載されていることが確認でき、これらの記載に不自然な点は見られないことから、昭和55年1月10日付けで収納された申立期間の保険料が、同年2月29日付けで過誤納金として決定され、同年6月6日付けで還付されたものとみるのが相当である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による申立期間の国民年金保険料納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年10月まで

私は、母親である申立人が辻向かいの家の奥さんと一緒に自宅で集金人に国民年金保険料を納付し、納付書のような書類に押印してもらっていたのを何度も見たことがある。申立人は、申立期間の保険料を納付していたはずなので調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の三女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の三女は、申立人が自宅に来た集金人に申立期間の国民年金保険料を納付し、納付書のような書類に押印してもらっていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて「B(漢字氏名)」及び「C(カナ氏名)」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、国民年金に未加入であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる

事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から56年3月まで

自身で国民年金の加入手続を行った記憶はないが、昭和56年から58年頃、母親から、「今後は自身で国民年金保険料を納付するように。」と言われて年金手帳を渡されたため、自身で納付するようになった。申立期間の保険料は、48年頃、父親又は母親が加入手続を行い、両親の保険料と一緒に納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、その父親又は母親が昭和48年頃に国民年金の加入手続を行い、申立人の両親の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年10月に払い出されていることが国民年金被保険者台帳管理簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立期間の保険料について、申立人に係る特殊台帳において、遡って納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和49年から50年頃、集金人に「未納となっている期間の保険料を納付するにはこのような制度が有る。」と教えてもらったので、同席していた父親が遡って一括して集金人に納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年から50年頃、その父親が申立期間の国民年金保険料を遡って一括して集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する年金手帳により、付加保険料納付の申出が同年3月になされていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認でき、申立内容と符合しない。

また、上記の加入時点で申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、特例納付及び過年度納付の保険料は制度上、集金人に納付することはできない。

さらに、特例納付が行われた場合は、特殊台帳にその旨が記録され、同台帳は保管されることとなるが、申立人に係る同台帳は保管されていない。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
A 株式会社に昭和 51 年 1 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、資格喪失日が同年 1 月 31 日となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 51 年 1 月 31 日と記載されていることが確認でき、同社は「申立期間における申立人の勤務実態、申立期間当時の給与支払方法及び保険料控除方法については不明であるが、昭和 51 年 1 月 31 日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を行った。」と回答している。

また、A 厚生年金基金（平成 14 年に解散。）の加入記録を管理している企業年金連合会に照会したところ、厚生年金基金加入員台帳における申立人の加入員資格喪失日は、昭和 51 年 1 月 31 日と記載されていることが確認できる。

さらに、雇用保険加入記録では、申立人に係る A 株式会社における離職日は昭和 51 年 1 月 30 日と記録されており、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。